介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業重要事項説明書

1 事業所の概要

| 事 | 業 | 所 | 名 | 神 奈 川 み な み 医 療 生 活 協 同 組 合 み う ら 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン |
|-----|-------|-------|-----|--|
| 所 | | 在 | 地 | 〒238-0101 三浦市南下浦町上宮田 3263-1 |
| 事 | 業者 | 指 定 | 番 号 | 1 4 6 2 7 9 0 0 0 4 |
| 管 | 理 | 責 任 | 者 | 渡 辺 知 子 |
| 電 | 話 / F | A X | 番 号 | $\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$ |
| 2 4 | 時間 | 緊急連 | 絡先 | 0 8 0 - 4 1 4 4 - 3 9 9 4 |
| サ | ービン | ス 提 供 | 地 域 | 原則として三浦市内 |

2営業時間

| 区 分 | 平日 | 土曜日 | 日曜・祝日 | | | |
|------|---------------------|---------------------|-------------|--|--|--|
| | 0 - 0 0 - 1 7 - 0 0 | 0 - 0 0 - 1 0 - 0 0 | 12月29日~1月3日 | | | |
| 営業時間 | $9:00\sim17:00$ | 9:00~13:00 | は休業 | | | |

3 事業所の職員体制等

管 理 者 1名

介護支援専門員 4名 (常勤兼務 1名 常勤 1名 非常勤 1名)

4 サービスの内容

- (1) 介護予防支援サービス提供事業者等は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めたケアプランを作成するとともに、当該ケアプランに基づいてサービス提供が確保されるよう事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行ないます。
- (2) 介護予防ケアマネジメントに当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように努力します。
- (3) 介護予防ケアマネジメントに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することがないよう、複数のサービス事業者を紹介し公正中立に行ないます。サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、次の内容について充分説明いたします。
 - ①介酸予防サービス計画の作成に当たって利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等の照会等を求めることができること。
 - ②介護予防サービス原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であること
- (4) 介護予防ケアマネジメントに当たっては、要支援状態の軽減若しくは要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携に十分配慮します。
- (5) 介護予防ケアマネジメントに当たっては、介護予防の効果を最大限発揮できるよう、利用者の改善の可能性 を実現するために適切なサービスを選択し、利用者の自立に向けた目標指向型の計画を策定します。
- (6) 介護サービス提供開始に際してケアプランに位置づけたサービス事業所の選定理由を説明し、文部にて交付し説明いたします。前項のサービス事業の実施状況・解決すべき課題等について、適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供・証明等を行います。
- (7) 介護予防ケアマネジメントに当たっては、介護予防の効果を最大限発揮できるよう、利用者の意を高め、利用者による主体的な取組を支援すること、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことに努めます。

5 サービス利用料及び利用者負担

(1) 介護予防支援については、法定代理受領のため、利用者の負担はありません。ただし、介護保険料等の滞納により、法定代理受領ができない場合は、一旦利用料の全額をご負担いただきます。その場合は、事業者は指定介護予防支援提供証明を発行し後日保険者窓口に指定介護予防提供証明と領収を提出すると払い戻しを受けることができます。

(2) 料金表 (厚生労働大臣が定める額)

| 介護予防支援費(I) | 初回加算 | 介護予防連携委託加算 | | | | |
|------------|--------|------------|--|--|--|--|
| 要支援 1・2 | MUU小A | 委託する初回に限り | | | | |
| 472 単位 | 300 単位 | 300 単位 | | | | |

- ●三浦市は4級地で上記単位に10.84円乗じた金額になります。 令和6年4月1日改定分
- (3) 事業所職員等が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(実費)の支払いが必要となります。

6 サービスの中止 (キャンセル等)

- (1) 利用者がこの介護予防支援に係る訪問等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合には、事前に事業所までご連絡下さい。
 - (2) ケアプランの変更・事業者との連絡調整等について、利用者が行なった依頼等を取り消す場合も速やかに事業所までご連絡下さい。
 - (3) 利用者は、7日以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。(契約書第6条)
 - (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解除の場合も、キャンセル料等は必要ありません。

7 相談窓口、苦情対応

| | 当事業所の相談 | 電 | Ē | 話 | 番 | 号 | 0 | 4 | 6 | _ | 8 | 8 | 9 |) - | _ | 1 | 7 | 0 | 1 |
|------|---------|-----|----|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|--------|---|---|---|---|---|
| 苦 | | F | A | X | 番 | 号 | 0 | 4 | 6 | _ | 8 | 8 | 9 |) - | _ | 1 | 7 | 2 | 1 |
| 苦情窓口 | | | | | | 渡 | | 辺 | | | | | 7 | 和 | | 子 | | | |
| | | 対 | - | 芯 | 時 | 間 | 平 | 目 | | 9 | : | 0 | 0 | ~ | 1 | 7 | : | 0 | 0 |
| | | X·J |). | 心 | 叶 | [月] | 土 | 曜 | | 9 | : | O | 0 | \sim | 1 | 3 | : | 0 | 0 |

| | - | 三浦市役所 | 高齢介護課 | | | | | |
|-------|--------|--------------|---------|--------------|--|--|--|--|
| 2 | 電話番号 | 046-882-1111 | FAX 番号 | 046-882-2836 | | | | |
| の他 | 受付時間 | 8:30~17:15 | 所在地 | 三浦市城山町1-1 | | | | |
| の他の窓口 | 神奈川県国. | 民健康保険団体連合会 | 介護苦情相談係 | | | | | |
| Н | 電話番号 | 045-329-3447 | | | | | | |
| = | 受付時間 | 8:30~17:15 | 所在地 | 横浜市西区楠町27-1 | | | | |

8 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) 当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職:管理責任者とする

9 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及び万円の防止のための訓練の定期的な実施
- 10 業務継続に向けた取り組みについて
- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び 非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置 を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 身体拘束の適正化

- (1) 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない
- (2) 身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

12 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

- 13 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。
- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、 利用契約の解約等の措置を講じます

14 神奈川みなみ医療生活協同組合の概要

(1)代表者名代表理事 藁谷 收(2)生協本部の所在地横須賀市衣笠栄町 2-19

(3)事業の概要 医療事業、保健予防事業、介護福祉事業、介護予防事業、総合事業

(4)事業所紹介 ①居宅介護支援 みうら訪問看護ステーション、医療生協在宅福祉センター

②訪問看護 みうら訪問看護ステーション、衣笠訪問看護ステーション

③訪問介護 みうらヘルパーステーション

④通所介護葉山クリニック「元気」⑤地域密着型通所介護デイサービスみうら⑥短期入所生活介護葉山クリニック「安護楽」

(7)診療所 三浦診療所、衣笠診療所、逗子診療所

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約の締結にあたり、上記により重要事項について文章を交付し、説明をしました。

| 事 | 所在地 | 三浦市南下浦町上宮田 3263-1 | 説明者 |
|-----|------|------------------------------|-----|
| 事業者 | 事業者名 | 神奈川みなみ医療生活協同組合 みうら訪問看護ステーション | |

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約の締結にあたり、上記のとおり私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

| 利用者 | 氏名 | 住所 | |
|---------|---------|--------|--|
| 署名代行者 | 氏名 | 住所 | |
| 者名1/11名 | 利用者との続柄 | 署名代行理由 | |